

## 相馬市復興推進計画地域協議会規約

### (設置)

第1条 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、法第4条第1項に規定する復興推進計画（以下「復興推進計画」という。）の作成及び同条第9項の規定により内閣総理大臣の認定を受けた当該復興推進計画（以下「認定復興推進計画」という。）の実施に関し必要な事項について協議するため、相馬市復興推進計画地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、法第2条第3項第3号に規定する復興特区支援貸付事業（以下「復興特区支援貸付事業」という）に係る復興推進計画の作成及び認定復興推進計画の変更に関し必要な事項について協議する。

### (構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 相馬市は、必要があると認めるときには、前項に規定する者のほか、次に掲げる者を構成員として加えることができる。
  - 一 復興特区支援貸付事業を実施し、又は実施すると見込まれる者
  - 二 相馬市が作成しようとする復興特区支援貸付事業に係る復興推進計画又は認定復興推進計画及びその実施に関し密接な関係を有する者
  - 三 その他相馬市が必要と認める者

### (会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置き、会長は相馬市企画政策部長をもって充てる。

- 2 副会長は、会長が構成員の中から指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、構成員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要に応じ、会議に構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(協議結果の尊重)

第6条 協議会の会議において協議が調った事項については、構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(協議会解散)

第7条 協議会を解散する場合は、構成員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(事務局)

第8条 協議会の事務は、相馬市企画政策課において処理する。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成26年12月10日から施行する。

別表 (第3条関係)

相馬市
福島県